



3/2

災害時における行政書士業務に関する協力活動に関する協定

府行政書士会と、災害発生時に被災者支援として各種行政手続きに関する相談の実施協力を速やかに求めるための「災害時における行政書士業務に関する協力活動に関する協定」を締結しました。



2/3

心地よい動きでリフレッシュ

介護予防のために、無理なくスポーツを楽しむ「気功」の講習会が開催されました。体をほぐしてから、ストレッチを中心とした易筋経を実践。整理運動で息を整え、1時間半のプログラムが終わりました。参加者は、「気持ちよかった」「ちょっと汗かいたなあ」などと、満足感のある表情でした。



2/8

ミニロックトレイル

星の里いわふねで、未就学児から小学6年生までを対象としたミニトレイルランが開催されました。雪が降る中、天野川沿い1～3kmのコースを走り、寒さに負けず笑顔でゴールする参加者を家族やスタッフが温かく迎えていました。



2/5



カワセミ観察会

私市から逢合橋まで天野川沿いを歩く野鳥の観察会が開催されました。参加者は野鳥を探しながら双眼鏡を向けたり、カメラを構えたり。この日は、カワセミやハクセキレイなど、32種類の鳥を確認することができ、交野には多くの野鳥が生息していることを学びました。

2/14



わいわいネット交流会

ゆうゆうセンターで、地域活動でのLINE公式アカウントの活用を学ぶ講座が開催されました。市内で活動している市民団体の方が集まり、SNSとLINEの違いや、活用方法を聞いたあと、実際にLINE公式アカウントづくりに挑戦。講師のサポートを受けながら、それぞれの活動やイベントに活用できる機能を学びました。

2/18



足型でおひなさま

ぼらりすひろばで、「つくってあそび」が開催され、16組の親子が参加しました。色紙にとった足型を胴体に、目や口、せんすなどのパーツと、桜や葉っぱを飾り付けして、自分だけのおひなさまが完成しました。

NEW ARRIVAL BOOKS

新しい本が5

倉治図書館 ☎072-891-1825
青年の家図書室 ☎072-892-0121



児童書



野鳥はともだち
ジェス・キーティング/文
デヴォン・ホルズワース/絵
さくまゆみこ/訳 子どもの未来社
バードウォッチングを広め、野鳥の魅力を伝えた鳥類学者フローレンス・メリアム・ベイリーの伝記絵本。美しい絵が作品を引き立てる。



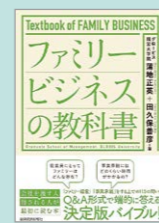
どうやってできるの？ラーメン
ひさかたチャイルド
みんなに人気の「ラーメン」、その作り方を写真で紹介した幼い子向けの知識絵本。小麦畑から始まり、麺打ちにスープと手順を追う。知らないことを知る不思議がある。

一般書



休む勇気
たにぐち 谷口 たかひさ/著
祥伝社

休むことが苦手な日本人。休むメリットや幸せ、休むテクニックなど、「休みの本質」について、自身の体験やヨーロッパの事例などをもとに解説。



ファミリービジネスの教科書
かまち まさひろ 蒲地 正英、たくぼ よしひこ 田久保 善彦/著
東洋経済新報社

「従業員にとってファミリーはどんな存在？」「事業承継にはどのくらい時間がかかる？」など、ファミリービジネスの概要や特徴についての115の問いをQ&A形式で解説する。



児童書



一般書

その他の新着はこちらから！

いっしょに読んで「科学・知識のえほん」

「科学・知識の絵本」を紹介し、物語絵本とは違った面白さを親子で体験してください。



たんぽぽはひとがすき

はにししゅう 埴 沙龍/写真
しまだ やすこ 嶋田 泰子/文
ポプラ社

みんなの身近に咲いているたんぽぽ。春が近づくとよく見かけるけれど、たんぽぽの一日の変化、生命力や成長、咲いている場所など考えたことはありますか。例えば、たんぽぽの花は朝開いて、夜は閉じるのだそうです。この本は、たんぽぽの生きていくための作戦が、植物生態写真家の埴さんによってわかりやすく描かれています。一生懸命に生きようとするたんぽぽを親子で観察してみるのもいいかもしれません。



4月のおはなし会

のびのび、ゆったりカーペットコーナーで読み聞かせ

- ・倉治図書館 8・22(木) 15:30
- ・青年の家図書室 10(金) 11:00
- 24(金) 15:30
- ・星田会館図書室 16(木) 11:00
- ・こども図書室 9(木) 11:00

消費生活

トラブル

ひとりで悩まず相談を



賃貸住宅退去時に壁の貼替費を払う必要はある？

Q 冷蔵庫の後部壁面が電気焼けにより、壁紙貼替費用を請求されましたが、払わなければなりませんか。

A こういった場合、国土交通省策定の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」が参考になり、テレビや冷蔵庫等の後部壁面の電気焼けは通常の使用ととらえるのが妥当で、支払いを拒む余地があります。

助言 退去時に原状回復費用の支払いが必要な場合でも、ガイドラインでは経過年数による減価割合をもとに借主の負担額を決定することとしています。ただし、賃貸契約の内容によっては、ガイドラインと異なる場合がありますので、内容を十分に確認することが重要です。

※当時の法令や社会、個別状況等で解決が異なる場合があります。

市役所本館2階 交野市消費生活センター ☎072-891-5003